

県北広域振興局長告示第40号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

令和2年11月17日

県北広域振興局長 高橋 進

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371300617	社会福祉法人桂泉会	短期入所生活介護事業所い ずみ	二戸市金田一字荒田110番 地1	令和2年11月10日